## いくのがくえんしょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ じゅうようじこうせつめいしょいわき生野学園障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」重要事項説明書

 Lephin & Cl (E) DEA
 がくえん

 社会福祉法人
 いわき学園

 いつかくえん
 いわき生野学園

当事業所は指定障害福祉サービスにおける とくてい しょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ してい う 特定・障害(児)者相談支援事業所の指定を受けています。 していばんごう だい (指定番号 第2732200015号)(指定番号 第2772200016号)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、 とうにぎょうしょ りょうけいやく ていけっ きぼう かた たい とうにぎょうけいやく という はい 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び第77条並びに「障害者の にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかっ そうごうてき しえん 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法と いう)に基づき当事業所(平成 年 月 日現在)の概要や提供する指定計画 そうだきょうしゃく ていけっかく もと とうじぎょうしょ へいせい 年 月 日現在)の概要や提供する指定計画 そうだんしえん ないよう けいやく ていけっかく をうじぎょうしょ へいせい 本ん 日 で成 年 月 日現在)の概要や提供する指定計画 そうだんしえん ないよう けいやく でけけっかく をうための法律」の概要や提供する指定計画 そうだんしえん ないよう けいやく でいけっかく をうための表す ないよう けいやく でいけっかく をうための表す ないよう けいやく でいけっかく をうたがした。 を事業者が説明 するものです。

【法令遵守責任者 壺阪 敏幸】

\* 当事業所では、利用者に対して障害(児)者相談支援サービス及び計画相談支援サービスを提供します。

りょうかいしねんがっぴ利用開始年月日

ah がつ にち **年 月 日** 

### ◇ ◆ 曽次 ◆ ◇

1. 指定計画相談支援を提供する事業者
2. 事業所の概要
3. 指定計画相談支援の目的・運営方針2
4. 指定計画箱談支援に係る事業所・設備等の概要
5. 指定計画和談支援提供職員の体制3
6.指定計画相談支援の内容4
7. 利荊幹益6
8. 利用者の記録及び情報の管理6
9. 事敬発生時及び繁急時の対応6
10.指定計画相談支援の提供にあたっての智意事項7
11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口7
12. 虐待防止について8
13. 秘密の保持と個人情報の保護について9
1 4. 協力医機機関10
1 5. 非常災害時の対策10
1 6. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項11

# 1. 指定計画相談支援を提供する事業者

名 称	せ会福祉法人 いわき学園
がながれてがなった。	大阪市住之江区南加賀屋3-9-2
でんわばんごう 電話番号	06 - 6682 - 1213
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	理事長 壺阪敏幸
世っりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和36年9月1日

# 2. 事業所の概要

ま業所の種類	していとくてい しょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ へいせい ねん がつ にちしてい 指定特定・障害(児)者相談支援事業所 平成24年4月1日指定
事業所の名称	いわき生野学園 障害(児)者相談支援事業所 ピーターパン
(事業所番号)	(第 2732200015 号) (第 2772200016 号)
事業所の所在地	大阪市生野区小路3-18-7
連絡先	電話 050-3505-7516 ファックス 06-6751-6700
ホームページ	http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen
まんちょう 園長	tvllだ さなえ
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	うちやま かずひこ さとう しゅんいち 内山 一彦 佐藤 俊一
サービスの実施地域	大阪市全域
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者
開設 年月日	マ成24年4月1日
同一敷地内	放課後等デイサービス 共同生活援助 短期入所
事 業	していいっぱんそうだんしえん しょうがいじとうりょういくしえん 指定一般相談支援 障害児等療育支援
た 他 の 事業	生活介護 就労継続支援B型 日中一時支援
他の事業	にどうはったつしえんせん たー ほいくしょとうほうもん しゅうろういこう しえん 児童発達支援センター 保育所等訪問 就 労移行支援

# 3. 指定計画相談支援の目的・運営方針

もく でき	障がい者又は障がい児に対し、適切かつ円滑な指定計画相談支援並び
目 的	に 障害(児)者相談支援の提供を確保することを目的とする。
ずんえいほうしん 運営方針	関係法令等を遵守し、利用者の心身の状況や置かれている環境に 対例にはうれている環境に 対別には、様々な福祉サービス機関等と連携を図りながら、総合的な さまざまなな福祉サービス機関等と連携を図りながら、総合的な さまずまないでは、様々な福祉サービス機関等と連携を図りながら、総合的な サービスの提供に努める。また、利用者やその家族の意思および人格 を尊重し、特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏すること のないよう、公正中立に行うように努めるものとする。

## 4. 指定計画相談支援事業に係る事業所・設備等の概要

## (1) 事業所

	zう ぞう 構 造	まっこっるかいだて じゅんたいかけんちくぶっ たいしんこうぞう 鉄骨3階建 (準耐火建築物) (耐震構造)
たてもの <b>建物</b>	しき ちめんせき <b>敷地面積</b>	155.52 m²
	の ゆかめんせき 延べ床面積	67.06 m <sup>2</sup>

#### (2) <sub>キャッで</sub> 主な設備

	へやかず 部屋数	備  考
そうだんしつ 相談室	1室 (8.41 ㎡)	でくえ いま ほんだな きゅうじんじょうほうなどしりょう 本棚 求人情報等資料
事務室	1室 (6.80 ㎡)	が
トイレ	2室	*** 内1室は車椅子対応

とうび とう しょうがい しょうがい しゃう こう しょん ほう だい 4 3 にょう だい 2 こう およ じょう かくしほう だい 2 1 にょう だい 5 こう さだ していきじゅん じゅんしゃ いじょう 当事業所では、障害者総合支援法第43条第2項及び児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、以上の事業所・設備を設置しています。

#### きー び すていきょうしょくいん たいせい 5. サービス提供職員の体制

~いせい ねん がつ にち 平成29年4月1日

Disk Lip	いんすう	<sup>じょう</sup>		のじょうきん 非常勤		じょうきんかんさん 常勤換算	び こう 備 考
職種	貝奴	専従	兼務	専従	兼務	常勤換算	備考
世理者	1	1				1	
せい	2	1		1		1.7	
事務員	2				2	1.5	

当事業所では、障害者総合支援法第43条第1項及び児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### (ア) 各職種の勤務体系

職種		きんむたいけい 勤務体系
世理者	世界の勤務時間帯	$(9:00 \sim 17:00)$
そうだんしぇ んせんもんいん 相談支援専門員	世界の勤務時間帯	$(9:00 \sim 17:00)$
そうだんしぇ んせんもんいん 相談支援専門員	ま常勤	
事務員	非常勤	

### (イ) 身分証携行義務

していけいかくそうだんしえん じぎょうしゃ つね みぶんしょう けいこう しょかいほうもん じおよ りょうしゃ 指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはりようしゃ かぞく ていじ もと みぶんしょう ていじ もと 利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## (ウ) 営業日と営業時間及びサービス提供時間

はいぎょうび 営業日 月曜日~土曜日

(原則として、第2・第4 土曜日、国民の祝日及び冬期休暇12月29日~1月3日は きゅうぎょう となります。 行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合もあります。)

えいぎょうじかん 営業時間

 $9:00 \sim 17:00$ 

<u>- デュラヒー たいをうなどや</u> (行事、台風等止むをえない場合により営業時間が変更する場合があります)

さーびすていきょうび サービス提供日 月曜日~土曜日

体園日は原則としてバックアップ施設であるいわき生野学園の休園日に準じます。(原則として、第2・第4土曜日、国民の祝日及び冬期休暇12月29日~1月3日は休業となります。行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合もあります。

さーび すていきょうじかんサービス提供時間

 $9:00 \sim 17:00$ 

- 6. 指定計画相談支援の内容
- (1) サービス利用計画

りょうしゃとう めんせつ きー び す ていきょうじぎょうしゃ れんらくちょうせい おこな きー び す とうりょう 利用者等との面接やサービス提供事業者との連絡調整を行い、サービス等利用けいかく さくせい 計画を作成します。

1	きーザオ かいよう サービス 内容 等 に 関 す る じょうほうていきょう 情 報 提 供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、障害者等に よるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉 きーびすじぎょうしたとうまた。していいっぱんそうだんしまんじぎょうしゃ かん サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関する サービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	ぁ せ す め ん と アセスメント	りょうしゃ きょたく ほうもん りょうしゃおよ かぞく めんせつ おこな 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、りょうしゃ しんしん じょうきょう お 別用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常 生いかつせんばん じょうきょうとう はあく 生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、りょうしゃ きょう せいかつ りょうしゃ じりっ した日常生活を営む 利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握をおこな 行います。
3	き - び す とう サービス 等 りょうけいかく あん 利用計画 案 の さくせい 作成	世虚された解決すべき課題等に対応するために、最も適切なるとしまって、 はまらしまって がまとう はんとう はんとう に対応します。そして、 はようしゃおよ かぞく せいかったい いこう そうごうてき えんじょ 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の はうしん せいかっせんばん かいけっ すだい ていきょう 総合的な援助の おようしん せいかっせんばん かいけっ すだい ないきょう なくしき です とう もくひょうおよ たっせいじき ふくしき ロッチング まくひょうおよ たっせいじき ふくしき ロッチング 等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した きゅう はっとうりょうけいかくかん さくせい サービス等利用計画案を作成します。

	せービス 等	************************************
4	別用計画案の	対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、
	#マッタい 説明・交付	さー ぴ す とうりょうけいかくあん りょうしゃなど こうぶ サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
		支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス
	ゥーザゥ サービス	きゅうようけいかくあん へんこう おこな ふくし さー ぴょ じぎょうしゃとう 等利用計画案の変更を 行 い、福祉サービス事業者等との
5	担当者 会議の	は 一 ぴ す たんとうしゃかいぎ かいさい さ 一 ぴ す たんとうしゃかいぎ かいさい 連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、
	musu 開催	まっぴすとうりょうけいかくあん ないよう せつめい よくしきっぴすとう サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の
		世当者から専門的な意見を求めます。
	りようしゃなど	ま - ʊ + たんとうしゃかいぎ
6	利用者等への	について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により
	説明	同意を得ます。
	さーびす とうサービス 等	かんせい きーびすとうりょうけいかく りょうしゃまた かぞく ふくし 完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉
7	利用 計画 の	ゥー ʊ ゥ たんとうしゃ こうぶ サービス担当者に交付します。
	こうぶ 交付	

# (2) 継続サービス利用支援

	4.7/11人版
	りょうしゃおよ 利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を
	とり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、
	しちょうそん けってい も に た り ん ぐ きかん りょうしゃとう がんせつ 市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を
もにたりんぐ モニタリング	おこな ひつよう おう さ ー び す とうりょうけいかく へんこう ふくし 行 い 、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉
	さ - ʊ ゥ ヒ デュラレゃヒラ
	大給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行い
	ます。
さーびす とう りょうサービス 等 利用	き - ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ ʊ
けいかく へんこう	の変化に留意しながら、原則として $(1)$ 1 $\sim$ 3 $\times$ 3 $\times$ 5 $\sim$ 7 に規定
計画の変更	された業務を行います。
	りょうしゃ きょたく 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと
にゅうしょ しせつ とう	Reduction Despite していしょう しゃしえんしせっとう にゅうしょ 認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や
入所施設等への	精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等
紹介 又は地域 性いかっ りょう かん 生活への移行に関	を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や
	#いしんかびょういん たいいん りょうしゃ けいかくそうだんしえん 精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の
する情報提供等	依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できる
の援助	よう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報
	でいきょう じょげんとう えんじょ おこな 提供や助言等の援助を行います。

### 7. 利用料金

· · ·   17/13			
計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※		
なくしゃりょう 複写料	開示に関して必要な記録を複写する場合は1枚21円を頂きます。		
こうつうひ 交通費	つうじょう じぎょう じっしちいきいがい ちいき きょたくなど ほうもん していけいかくそうだん 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談 支援を提供する場合は、必要な交通費を頂きます。なお事業所の じどうしゃ りょう はばあい かっき 自動車を利用した場合は下記の通りご負担いただきます。 じぎょうしょ 事業所から片道 2 キロメートル未満 200円 じぎょうしょ かたみち きろめーとるみまん 事業所から片道 2 キロメートル以上 1 キロメートルごとに 100円		

※計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者がお支払いを \*語の相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者がお支払いを 意ぼう ばあい けいかくそうだんしえんきゅうなひ ぜんがく 希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いただきます。 この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定 したようそん けいかくそうだんしえんきゅうなひ しきゅう しんせい 市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

## 8. 記録及び情報の管理

- (1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。 りょうしゃなど たい していけいかくそうだんしえん ていきょう かん り カ きるく せいび 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して以下の記録を整備します。
  - ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
  - ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
    - きーびすとうりょうけいかくあんおよ きーびすとうりょうけいかく・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
    - ・アセスメントの記録
    - ・サービス担当者会議等の記録
    - ・モニタリングの結果の記録
  - ③利用者に関する市町村への通知に係る記録
  - (ではうしゃ) (ではう) ないようとう きゃく (利用者からの苦情の内容等の記録

## り. 事故発生時及び緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、 りょうしゃ かぞくなど れんらく おこな ひっょう そも こうじます。また、事故の利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の 状況及び、事故に対して行った措置について記録します。尚、利用者に対する はていけいがくそうだんしえん ていきょう 指です はっせい はまい そんがいばいしょう 指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を

ずみ 速やかに 行います。

かにゅうほけんがいしゃめい かぶしきがいしゃ そんがいほけん じゃ ぱん 加入保険会社名:株式会社 損害保険ジャパン

かにゅうほけんないよう ばいしょうせきにんほけん加入保険内容:賠償責任保険

(2) 緊急時の対応について

指定地域相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他 砂っよう ばあい すみ 必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるととも に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	医療機関名 :	
	診療科:	
かかりつけ医療機関	主 治 医:	
	所 在 地:	
	電話番号:	
	住 所:	
緊急連絡先	電話番号:	
	氏 名:	5柄:

- 10. 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項
- (1) 市町村の支給決定内容等の確認

はていけいかくそうだんしえん。 ていきょう ききだ 指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用援助のモニタリング期間、障がい者福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2)担当者の決定等

上でいけいかくそうだんしえんでいきょうじ。 たんとうしゃ けってい 指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援をでいきょう たいまっ をなすう しょくいん たいおう 提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、たんとうしゃ ごうたい こうたい はあい はあい じめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対して相談支援提供上の不利益が生じない様、十分に配慮します。 利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者について、 まっ でん たんとうしゃ たんとうしゃ お気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談下さい。

- 11. 要望・苦情等申立に関する相談窓口
- (1) 苦情解決の体制及び手順

苦情または、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行ないます。相談担当者は把握した状況を責任者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者の連絡調整を行なうと共に、利用者へは必ず対応方法を含

めた結果報告を行ないます。

(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

「はたいます。)

「はんいます。」

「はんいます。」

「はんいます。」

「はんいます。」

本事業への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

ようぼう くじょうなどもうしたてきき かん せきにんしゃおよ そうだんまどぐち 要望・苦情等申立先に関する責任者及び相談窓口について

世色にんしゃ 責任者	えんちょう はやしださなえ 園長 林田早苗
	まどぐちたんとうしゃ いけがみ せっこ・窓口担当者 池上 世都子
そうだんまどぐち 相談窓口	・ご利用時間 9:00 ~ 17:00
	• 電話番号 06-6757-8825
	F A X 06-6757-8824
	・本事業所の玄関にご意見箱も設置しています。
	電話番号 0743-79-1600
しゃかいふく しほうじん 社会福祉法人	まかたたつひこ 坂田龍彦 大阪市健康福祉局副理事 大阪市健康福祉局総務部長
社会福祉法人 がくえん いわき学園	現 社会福祉法人大阪府共同募金会事務局長
いわさ字園 だいさんしゃいいん 第三者委員	電話番号 072-761-6955
	下川直子 元 大阪市こども青少年局子育て支援部長
	もと しゃかいふくしきょうぎかいおおさかしりっこそだ そうだんせん たーしょちょう 社会福祉協議会大阪市立子育ていろいろ相談センター所 長
	・所在地 : 大阪市 区保健福祉センター 課
きょじゅう く くやくしょ 居住区区役所	でんわばんごう ・電話番号:06-
	ッ は うじかん げつ きん ご利用時間:月~金 9:00~17:30 (休日を除く)
大阪府	・所在地:大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	・電話番号:06ー6191ー3130
うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会	• F A X: 06-6191-5660
	りょうじかん げつ きん ご利用時間:月~金 9:00~16:30 (休日を除く)

#### 1 2 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

\*\*\*くたい ぼうし かん せきにんしゃ せんてい おこな 1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

せきにんしゃ 責任者	えんちょう はやしださなえ 園長 林田早苗
-1. 1 1 . 7 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1	

- 2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
- 3. 苦情解決体制の整備を 行います。
- 4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修 まうほう けんしゅう せんしゅう じゅうぎょうしゃ 佐んけんいしき こうじょう 方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 5. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、

### 13. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但していけいかくそうだんしえん ていきょう おこな うえ での他事業所及び医療機関等との連絡 調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者並びにそのかぞく どういべっし いくのがくえん 障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」ご利用にあたっての個人情報使用等に関する同意書」による)に基づき情報提供を致します。

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ○指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は、業務上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ○また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が たゅうりょう あと た後においても継続します。
- ○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の ひみつると、提びしている。 秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でな くなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等 との雇用契約の内容とします。

②個人情報の 保護につい で

- ○事業者は利用者から 予め文書で同意を得ない限り、サービスたんとうしゃかいぎなど しょう など た しょうがいふくしま ー び す じぎょうしゃとう 担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人にようほう とうがいりょうしゃ かぞく あらかじ ぶんしょ で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して なるとします。(開示に際して 変くしゃ 複写料などが必要な場合はご負担いただきます。)

## 14. 協力医療機関

### (1)

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名 称	たにもといいん 谷本医院
医院長名	たにもと よしぞう 谷本 吉造
所 在 地	************************************
電話番号	$06\!-\!6752\!-\!5505$
b 療 科	ザ か ないかほか 外科 内科他

### (2)

医療	うきかん めば	nlusio <b>3 称</b>	いくもかいきねんびょういん 育和会記念病院	
院	<sub>ちょう</sub> 長	名	高田 正三	
所	ざい在	地	##きかしいくのくたつみきた 大阪市生野区 巽 北3-20-29	
でん 電	話番	ご号	06 - 6758 - 8000	
lh 診	りょう 療	科	が ないか のうげ かほか にゅういんせつ び 外科 内科 脳外科他 入院設備	有

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	グっと きだ しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める消防計画書により対応いたします。
でいて、くんれんでは、一本時の訓練	・別途に定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災 ・別途を対した。 かた きんか じっし 訓練を利用者の方も参加して実施します。
ぼうきいせっぴ 防災設備	<ul> <li>・非常警報設備</li> <li>・非常警報設備</li> <li>・誘導灯</li> <li>・スプリンクラー</li> <li>・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。</li> </ul>
消防計画	はまうぼう       とどけで び へいせい ねん がっ         消防への届出日:平成23年4月         ぼうさいかんりせきにんしゃ かのうやすひろ         防災管理責任者:加納康博
保険加入	本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。 本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。 かにゅうほけんがいしゃめい かぶしきがいしゃ そんがいほけん じゃばん 加入保険会社名:株式会社 損害保険ジャパン かにゅうほけんないよう ばいしょうせきにんほけん 加入保険内容:賠償責任保険

# 16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用
設備・器具の利用	ください。これに反したご利用により破損が生じた
	場合、賠償していただくことがあります。
<sup>きつえん</sup> 喫煙	全館禁煙となっています。
	貴重品は、利用者の責任において管理していただきま
きちょうひん かんり	す。自己管理の困難な利用者につきましては貴重品を
貴重品の管理	施設になるべくお持ちにならないようお願いします。
	まんいち えんない きちょうひん ふんしつ はそん はっせい ばぁぃ じこ万一、園内で貴重品の紛失、破損が発生した場合は自己
	************************************
宗教活動·政治活動、	りょうしゃ しそう しんこう じゅう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する
営利活動	しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりょ 宗 教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

していけいかくそうだんしぇん りょう かいし さい ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな 指定計画相談支援の利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

 じぎょうしょめい
 しゃかいふくしほうじん
 がくえん

 事業所名
 社会福祉法人いわき学園

いわき生野学園 障害 (児) 者相談支援事業所「ピーターパン」

せつめいしゃしょくめい そうだんしえんせんもんいん いん説明者職名: 相談支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定計画相談支援の提供及び利用について 重要事項の説明を受けました。

りょうしゃじゅうしょ 利用者住所:

りょうしゃしめい 利用者氏名: 印

しょめいだいりにんなどじゅうしょ 署名代理人等住所:

しょめいだいりにんとうしめい 署名代理人等氏名: 印

> ਵੱਟਿਸ਼ਾਂ5 続柄: